

1 国土交通省ホームページ等によるご意見

資料4 - 2

1. 国土交通省ホームページ等によるご意見の募集結果（件数）

国土交通省ホームページ等において、同素案に対するご意見の募集を行った結果、以下の件数のご意見が寄せられた。

なお、ご意見をいただいた市民等の皆様に対しては、ご意見の内容に対する国土交通省の考え方、回答を簡潔に行った。

このほか大津市役所においては、区域案縦覧者数39名、区域案郵送希望者数15名との報告があった。

区 分	方 法	到着件数	ご意見の件数	備 考
国土交通省	電子メール	10 件	15 件	
	F A X	1 件	1 件	
	郵 便	2 件	3 件	うち1件は5名連名
滋賀県		0 件	0 件	
大津市役所	口 頭	2 件	1 件	2件は同趣旨
合 計		15 件	20 件	

2. 寄せられたご意見の内容

番号	方法	内 容 （ 要 約 ）
1	メール	市街地を含めたまち全体として、古都に相応しい風格あるまちづくりが必要不可欠であり、現在市街地に取り囲まれている重要な歴史的資産も長期的視点でまちづくりに生かすことを期待します。
2	メール	「散在する歴史上重要な文化的資産を結び、これらと一連となって歴史的風土を形成している土地の区域」を歴史的風土保存区域に指定することの意義は大きく、大津市においても緑地の有する歴史的風土連結機能を重視して、保存することが重要。
3	メール	坂本地区においては歴史的街並みと一体となった良好な樹林地を歴史的風土保存区域に指定し保護することによって、建造物の歴史的文化的価値だけでなく、緑の豊かな街並みとしての価値を後世に継承することが可能となると考えます。
4	メール	琵琶湖の湖面、あるいは湖岸からの見られ度も意識し、保存区域にとどまらず、保存区域と琵琶湖に挟まれた区域の建築物等に対する規制や主要な地点から歴史的風土保存区域を眺望する時、景観的阻害要素となる構造物への遮蔽的な機能や額縁となる樹林地等が必要と考えます。
5	メール	琵琶湖そのものが歴史的風土といっても差し支えないものであり、古都法の区域から除外することには賛成できかねる。特に、浮御堂を含めた堅田一体の湖岸、下坂本の坂本城の遺跡（水面を含む）が見られる一帯や唐崎等は歴史的風土として、また文化景観として全国的に見ても特筆すべきものであり、これらの湖岸（水面及び陸域の一部を含めて）を歴史的風土保存区域として指定することは不可欠だと考えます。
6	メール	風致地区とはなっていない市街地（例えば、近江大津宮錦織遺跡周辺など）まで歴史的風土保存区域としているが、こうした区域では届出のみで現況改変が可能であるため、区域指定の有効性が危惧されます。従って、風致地区もあわせて指定し、許可制のもとで適切な行為規制をおこなうべきではないでしょうか。

番号	方法	内 容 (要 約)
7	メール	歴史的資源や樹林地等の自然環境に加え、集落や農地（特に棚田）をいかに組み入れるかが重要なポイントの一つと考えられ、こうした環境を可能な限り区域に取り込んでほしいと思います。
8	メール	（古都指定等は）地域振興や観光振興の上からも大いに歓迎すべきこととは考えますが、一方、地域住民等にとっては、行為の規制など生活上の制約などが予想されます。住民の努力のほか、行政とのパートナーのうえで成り立つものと考え、国等による十分な支援、援助があることを期待します。
9	メール	古都保全が行われる際には市民等の意識の向上、理解が必要です。それらの教育、歴史観の育成を充分にお願いしたいと思います。また、指定地区の多くの文化遺産のアーカイブの作成、保存、さらに例えば石組の職人など古都保全に必要な技術の伝承もしっかりと行ってほしいと思います。
10	メール	我が青森をかながみるに、三内丸山遺跡など縄文時代の日本の代表的な集落があり、往時の政治・文化の中心ではあったと考えられるが、古来より史実として文字により記されることの少ない「みちのく」の風土の保全についても検討していただきたい。
11	メール	古都に指定されたからには、古都にふさわしい景観を今後も市民とともに作り出す取り組みが必要であり、市民が景観整備に取り組む意欲の増進・環境教育や景観対策への助成措置などの方策が必要だと思う。
12	メール	区域決定後は、指定区域内の開発行為は府県知事への届出が必要となりますが、大津市民にとって、残念ながら古都指定の意味や法的規制はいまだ十分に理解されているとは言えず、今後さまざまな機会と手段でさらなる周知が必要と思われます。
13	メール	保良京推定区域を、周知の遺跡（発掘調査対象地）ともども拡大指定し、保良宮・保良京の調査研究を積極的に進める具体策を策定・実施するなかで、その実像と歴史的性格を明らかにしつつ、古都・保良京の歴史的景観を後世に残すことを切に要望します。
14	メール	近年、発掘調査の成果がめざましい紫香楽宮に対しても、信楽町の古都指定を検討されることを要望します。
15	メール	「指定の考え方」においては、石山寺のみならず「歴史的背後の伽藍山と前面の瀬田川の水面と一体的に歴史的景観を形成」「瀬田川沿岸の自然景観（水辺景観）を保全」などの瀬田川に関する表記が見られることから、地区の名称を「石山寺・瀬田川地区」に変更されたい。
16	郵送	石山寺周辺住民の店構えや家は老朽化とともに建て替えも進んでおり、平成14年の大津市が古都指定のための審議会をもつ以前に着手改築した建物については、「法」の適用から除外されるべきと思います。
17	郵送	石山寺周辺に江戸期前より続く家系の私共住民は、歴史的風土保存区域として法律で規制し、古都として指定してもらわなくとも、十分にその重要性を認識しております。従って私共と十分協議し、その要望や意見を真摯に受け止め、計画していただきたいと願うものであります。
18	郵送	【提案】素案の音羽山地区に茶臼山を加えて隣接する湖城が丘地域の一部を追加する。また湖城が丘の旧はざまだ池北東、及び南西の森林は将来市有地化し、森林型公園として自然との共生を目指す。
19	F A X	琵琶湖疏水については、維持管理上の制約とともに、改良工事及び緊急を要する維持管理作業の迅速性に支障を生じることになるため、琵琶湖疏水及び沿岸用地を指定区域から全て外すか、若しくは部分指定（鹿関橋から第1トンネル入口まで）に留めていただきますよう申し入れます。
20	口 頭	坂本城跡についても、歴史的風土保存区域に指定すべき。